

NEW

# ネットSOI

Iga City Society of Commerce and Industry



## 労働保険の年度更新はお早めに！

労働保険(労災保険・雇用保険)の平成24年度確定保険料と平成25年度概算保険料の申告・納付は  
**6月1日から7月10日** までです。お早めに、お忘れなく申告・納付をしてください。

## 労働保険の加入はお済みですか？

労働者を雇用する全ての事業主(農林水産の事業の一部を除く)は、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きを取られるようお願いします。

◆労働保険に関する事務処理を、事業主に代わって行う労働保険事務組合制度があります。伊賀市商工会は、厚生労働大臣の許可を受け労働保険事務組合となっております。伊賀市商工会労働保険事務組合にご加入いただきますと、

- ①労働者を使用する事業主(家族従事者を含む)の方も労災保険に加入することができます。
- ②労働保険料の額に拘わらず3回に分割納付できます。
- ③労働保険料年度更新事務や雇用保険等各種手続きを事業主に代わって行います。(別途手数料が必要です。)

## 商業、サービス業の設備投資を応援する特別な税制措置ができました (商業・サービス業・農林水産業活性化税制)

例えば、新しい商品を販売するため陳列棚を入れる、レジスターを入れ替える、古くなった看板などお店の外装をきれいにするなど、この制度を使えば、設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす(30%特別償却)か、税額の控除(7%)を受けることができます。

### 【対象者】

青色申告書を提出する中小企業者等

個人：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者

法人：資本金の額が1億円以下の法人(資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く)  
従業員が1000人以下の資本を有しない法人

その他：商店街振興組合、中小企業等協同組合など

### 【適用の要件】

- 商工会等経営革新等支援機関からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること
- 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載されていること
- 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得をして、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること  
本税制措置の対象となる設備は、「建物附属設備」で60万円以上のもの及び「器具及び備品」で30万円以上のものです。中古品は対象には含まれません。

### 【税制措置の内容】

- 適用期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までです。
- 取得価格の30%の特別償却または取得価格の7%の税額控除を選択適用  
税額控除は、個人事業者または資本金3000万円以下の法人のみが選択できます。  
税額控除される額は取得価格の7%または税額の20%のいずれか低い額となります。  
ファイナンスリース取引のうち所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却は選択できません。

※お問い合わせは、商工会本所または最寄の支所までご連絡ください。

## リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。(平成24年度は28件の相談がありました。)

**次回相談予定日 平成25年5月10日(金) 午前10時～午後4時**

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

編集・発行: 伊賀市商工会 / 所在地:伊賀市下柘植723-1

TEL 0595(45)2210 FAX 0595(45)5307

## 《三重県国民年金基金からのお知らせ》

平成25年4月から国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました!

国民年金基金とは：自営業者やフリーランスなどの方々が、ゆとりある老後を過ごしていただけるように、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せをして年金をお支払いする公的な年金制度です。

加入できる方は：国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成25年4月1日から日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

国民年金基金のメリット：

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本になりますので、長い老後の生活に備えることができます。掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

お問い合わせは、三重県国民年金基金（フリーダイヤル 0120-291-284）まで

## 平成25年度 三重県「男女がいきいきとはたらくしている企業」募集！

三重県では、職場における男女共同参画の推進と「働きがい」のある職場環境づくりを目的に、男女の雇用均等や活躍支援（ポジティブアクション）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、次世代育成支援などを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証、さらには表彰し、優れた取組事例を広く紹介しています。

### ◎ 応募対象

県内に本店又は主たる事業所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人（国及び地方公共団体を除く）が対象です。

### ◎ 応募期間 **平成25年4月1日(月)から6月28日(金)まで[必着]**

### ◎ 応募方法

直接応募（郵送または持参）となります。

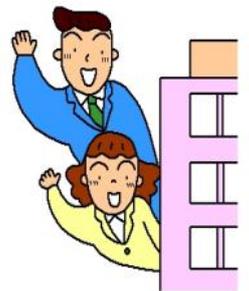
\*申請書等は「おしごと三重」のホームページに掲載しております。

**おしごと三重 <http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp/>**

### ◎ 表彰・認定企業になると...

- 県のホームページ、広報誌等により表彰・認定企業の取組を広く紹介します。
- 表彰・認定企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。
- 取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
- 公共工事の総合評価方式の評価項目の一つ（「男女共同参画」の観点）として、一定の期間加点対象となります。また、物件関係における概ね下記の業務等について、総合評価一般競争入札の評価項目の一つ（「男女共同参画」の観点）として、一定の期間加点対象となります。（但し、設計金額によります。）

⑦清掃業務 ⑧警備業務 ⑨情報システムの調達、保守管理等



問い合わせ・応募先 **三重県雇用経済部 雇用対策課**

**〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455**

### ◆ 職員の異動のお知らせ（平成25年4月1日）

- ・経営支援員 中尾ゆみ(大山田支所)が津・伊賀商工会広域連合へ異動になりました。
- ・経営支援員 樋口由香里(青山支所)が大山田支所担当になりました。

### ◆ 新職員の紹介（平成25年4月1日）

よしおか はるか  
臨時職員 **吉岡 春香**

青山地区を担当させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 🐡 次回の 会員一斉訪問実施予定日は **5月15日(水)** です

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。15日にお伺いできない場合は17日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所（☎ 45-2210）までお願いいたします。

### 《貸付金利の状況》

(平成25年4月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付	2.05%	→
	経営改善貸付（無担保・無保証人）	1.65%	→
三重県融資制度	小規模事業資金（第三者保証不要・別途保証料）	1.75%	→
商工貯蓄共済制度	一般（保証料不要）	1.675%～2.075%	→
	保証協会保証付（別途保証料）	1.55%	→